

第十回国会 地方行政委員会 議事録 第三十号

昭和二十六年五月十四日(月曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

- 委員長 前尾繁三郎君
- 理事 野村專太郎君 龍野野一郎君
- 理事 藤田 義光君
- 石原 登君
- 門脇勝太郎君
- 佐藤 親弘君
- 吉田吉太郎君
- 山手 満男君

- 大泉 寛三君
- 小玉 治行君
- 堀川 恭平君
- 床次 徳二君
- 河田 賢治君

出席國務大臣

法務總裁 大橋 武夫君

出席政府委員

- 國家地方警察本部長官 齋藤 昇君
- 國家警察本部警視總監(總務部長) 加藤 陽三君

五月十四日

委員生田和平君、中島守利君、福田一君、牧野寛索君及び中西伊之助君辭任につき、その補欠として堀川恭平君、石原登君、門脇勝太郎君、吉田吉太郎君及び河田賢治君が議長の指名で委員に選任された。

五月十二日

地方行政確立に関する陳情書(浦和市埼玉県議會議長藤安雄)(第六九五号)

行政事務再配分に関する報告に対する陳情書(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全園町村会長事務代理今吉敏雄)(第六九六号)

地方税法改正に関する陳情書(東京都千代田区丸の内三丁目十四番地日

本商工会議所会頭高橋龍太郎)(第七〇二号)

遊興飲食税撤廃に関する陳情書(東京都千代田区丸の内三丁目十四番地日本商工会議所会頭高橋龍太郎)(第七〇六号)

地方行政確立に関する陳情書(神戸市兵庫区議會議長細見達蔵)(第七二二号)

地方行政調査委員會議の報告の実現と地方行政確立に関する陳情書(鳥根県浜田市市長岡本俊人外一名)(第七二二号)

地方自治法の一部改正に関する陳情書(中国各都市監査委員協議会会長広島市監査委員鈴木貢)(第七二五号)

地方税法の改正に関する陳情書(一関市市長阿部時一)(第七二八号)

住宅復興事業費起債に関する陳情書(神奈川県知事内山岩太郎外九名)(第七三九号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

警察法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四二二号)

警察法の一部を改正する法律案、内閣提出第一四二二号を議題といたしました。本日より一般質問を行います。まず山手満男君に質問を許します。

○山手委員 警察法の改正につきまして、いろいろ世間もやかましく議論を

しておるようであります。私どもの党の方の関係もありませんし、一般的なもの、まずお聞きしてみたいと思っております。

法務總裁にお伺いしたいと思うのであります。この警察法の改正を一時は出されないのじやないかというふうなことが言われておりましたのに、さらに極力奔走されまして、急遽御提出になった理由、特に現在どういうものを出さなければならぬほど、治安状況が緊迫しておるのかどうか、そういう点についてお伺いしたいのであります。

○大橋國務大臣 警察法の改正につきましては、今期国会の当初より今会期中に提案をいたしたいという趣旨のもとに、政府といたしましては研究を進めて参つた次第であります。その後今月の一日にリッソウエイ声明が出まして、それによりまして、占領政策につきましても、ある程度の緩和を期待できるというような状況に相なりました関係上、その以前におきまして立案をいたしておりましたる本法案につきましても、再検討をする必要がないかという意見が、政府部内においてもあつたわけでございます。これらいろいろの研究いたしましたのでございますが、本改正案はできるだけこれをすみやかに実施に移すような運びにいたす方が適當である。その要点といたしましては、御承知の通り弱小自治体警察の非能率性、また非経済性というものにつきましては、これは相当私どもといた

しましては痛感いたしました。次第でございまして、今日朝鮮動乱以来国内の治安につきまして、できるだけ警察力の拡充ということが要請せられておる際でありますから、この非経済的なまた非能率的な弱小自治体警察というものを、国家地方警察に改編いたしますことによりまして、警察力の総合的な、全体といたしましての能率化をはかつて行く、このことは今日の治安状況から見まして、きわめて緊急な事項である、こう考えられた点が一応でございます。

それから従来国家地方警察並びに自治警察の管轄区域が相互にはつきりいたしておりました、この間におきまして共助の関係というものは、きわめて限られたものでございました。これが全国的な規模をもつて行われまして、特殊な犯罪の捜査にあたりまして、捜査上の盲点を形成いたしますことが少なくなつたのであります。この点を今回の改正案においては是正をいたす措置を講じてございます。これもまた現在の実情から見まして特に緊急を要する、かように考えておる次第でございます。

それから第三点といたしましては、国家地方警察が現在三方の定員を擁しておられますが、しかし警察の民主化その他の関係上、常に警察官に対しましては再教育を必要といたすのでございまして、大体五千人程度は常時学校において教養をいたしておるといふ関係がございまして、この関係上、国家地

方警察の配置のうち、約五千人程度の配置は常に学校へ行つておられるために、配置としては欠けておるといふような実情でございます。これは特に地方におきまする地区警察署ばかりでなく、駐在所等におきましても、これがために警察官が常駐してないという部分が相当あるわけでありまして、これらを補充するというのも、また特に緊急な事柄である、こう考えておるわけでありまして、今後におきましても、もとより警察制度につきましても、政府といたしまして強化拡充につきましては研究を重ねる考えでございます。政府といたしましては、この案につきましては、この際に御審議をいただくことが適切である、かように存じた次第でございます。

○山手委員 ただいまの御答弁にありますが、現在の実情より見まして、こういうものを早急に審議し、実施に移すことが適當ではないかというふうな考えたとお話をさせていただきます。現在の実情、治安状況というものからいへば、いろいろ割出して考えてというところでございまして、いろいろ間題が考えられるのであります。現実にはどういふお考えであるのか、現に治安力が非常に不足しているのか、そういう点をもう少し掘り下げてお話ししたいと思います。

○大橋國務大臣 警察といたしましてこれを急ぎます理由は、朝鮮動乱の結果といたしまして、特に国内治安に

第一類第三号 地方行政委員会議事録第三十号 昭和二十六年五月十四日

つきましては、万全の措置を講ずる必要がある。それにつきましては自治警、国警間の連絡を一層緊密にする必要、あるいはまたできるだけ人員を補充する必要、また弱小の自治体警察を能率的な国警に改編できるものは改編して行く、そういう必要を考えたわけでありませう。

○山手委員 この改正法案に盛り込んであります事項のうち、北海道などに開します部分を除きまして、現在国内において特に今まで非常に人員が不足しておるといふような事態によつて不都合を来たした、あるいはこうもすべきであつたといふことが、できなかつたといふような事態があつたのかどうか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○大橋國務大臣 一昨年特に全国的に共産主義者が介在すると認められますところの騒擾事件が各地で起つております。かような際におきまして、国家地方警察と自治体警察の連絡が不適當である、あるいはまた人員が不足であるといふようなことが痛感されたのでございませう。昨年におきまして、日立等の争議の際におきましては、相当警察制度の改善の要ありといふことを痛感いたしました。ございませう。

○山手委員 人員の配置そのほかについて、部分的にはいろいろの問題があつたであらうと思つてあります。が、われ／＼国政調査で昨年も関西地方に行つたことがあるのでありますけれども、全体的に考へて、それらの各個の警察署そのほかについては、むしろ平素は人員を充てておられるといふ傾向の所が相当あるのじやないか。たとへて、先般国政調査

で、私は警察署の名前はあげませんが、ある地方の警察署に行きまして尋ねましたところが、平素は一般署員の訓練、維持、管理について、なか／＼ややくい問題がある。遊ばしておくわけにも行かぬし、勉強ばかりさせるといふような建前にするわけにも行かないので、現場に出して主として交通取締りに重点を置いて訓練せよといふようなこととしておられる。ところが大阪とか東京のような大都市でございませうと、自動車なんかの交通も頻繁でありまして、交通中心に訓練をするといふふうなこともできませうが、地方の都市ではそう大して自動車なんかもたくさん通らない、交通量が多くない、そういうところに警察の若い連中を第一線に出して交通中心に取締りをやれとか、訓練をせよといつても、なか／＼

びんと来ないで困つておられるのだ、こういうふうな話もあつたのであります。が、われ／＼考へてみましても、どうも警察法改正でねらつておられるところが、少しわれ／＼の考へておられることと違つた点があるのではないかと、もちろん警察力の強化については私も賛成であります。が、一般的に考へて、單なる人員の増加だけで、警察力の増強といふことが実現されるかどうか、言いかえると、ばかにされるような権威のない警官をいくらふやしても、それは大した警察力の増強にはならぬのではないかと、いろいろな考へ方な

んですが、現実にはそういう自然な警察力の増強、人員の増加といふような問題を、特に必要とするといふ事態をもう少し具体的に御説明願ひたいと思つておられる。先般国政調査

○大橋國務大臣 形式的に申し上げま

すと、今回の人員の増加というのは、国家地方警察におきまして、従来三万の定員のうち、約五千が学校に行つておられる、それがために実際各府県の村等におきましての駐在所の調査が、一応定員は配置いたしてありますが、配置してあるその人が学校に行つておられるために、常駐しておらないといふような所が相当ございませう。これらがいづ／＼警察の機能の上から支障を生じておられるので、これを補充するといふ意味の五千名が形式的に増員になるわけでありませう。そしてそのほか強化になると申しますのは、町村におきまして警察官の数が約一万九千ございませう。

この一万九千は千三百の自治体警察に分離いたしておられるので、大体平均して十二、三名ということに相なつておられます。これが従来の制度から申しますと、一町村におきまして警察官の数は、常時配備されるものは一、二名であつて、それである程度地方警察としての必要な事務を処理いたしておつたわけにございませう。独立の自治体警察に相なりました結果、署長であるとか、あるいは外勤であるとか、いわゆる警察といつたしましては、対外的な活動に向けられるものばかりでなく、家事的と申しますか、庶務的なそういう事務が、各自自治体警察それ／＼に固

有のものが生じたので、こういう大關係上他の有効な活動に向け得るものが、自治体警察、特に小さな自治体警察におきましては、家事的な方面に忙殺されておられる。これを国家警察に改編いたしますと、相当数が自治体警察の庶務的な、いわゆる家事的な仕事から解放されまして、対外的な警察活動

それ自身に利用できるといふ

意味におきまして、警察力全体といつたしましては、非常に能率的に再編成が可能である、こういうふうな考へられ

るわけにございませう。そういう点におきまして警察力の強化ということに、今回においては五千名の増員のなかに、強化の相当大きな部分を占めておられるわけにございませう。

○山手委員 そういふ人的な問題は部分的にはいろいろあるでありませうけれども、どうも私どもには納得が行かないのであります。龐大な国費を使つて、現に九万五千の自治体警察あるいは三万の国家地方警察といふものがあつて、それには自治体警察の方では一万六千人ばかりの一般職員が含まれておられる。さらに国家警察の方でも一万何百といふ一般職員がおりますから、警察機能の全体におきましては、相当な数があるといふことを、われわれは考へるのであります。さらにそれをどん／＼ふやして行こう、当初の總裁のお考えでは、二万人を増員するといふ御予定であつたように思うのであります。それが何か大蔵大臣の方

にお考えで五千名に減つた、こういうふうなわれ／＼は承知しております。この大蔵大臣が反対をしておられるのは、財政的な見地から、六十億もいふことでは、反対をしておつたのだらうと思つてあります。が、われ／＼は単にそういう財政的な見地だけでなしに、総合的な警察力の充実という点からいたしまして、必ずしもこういうふうなことにだけに専念をしなければならぬのじやないといふふうなことが考へられる。たとへて言いますと、警察力の増強といふ問題と並行いたしまして、現在持つておられるところの特審局

あるいは警察予備隊といふふうなもの、こういう問題をアールして、総合的に考へて行かないと、この警察力の強化ということには効果的な実効が出て来ない、こういうことを考へておられます。それについてどういふふうにお考えになつておられるのか、お伺ひをしたいと思います。

○大橋國務大臣 五千名の増員ということに相なりまして、前に二万と伝えられたものが、五千名の増員になつた、この点の経緯については、ちよつと御説明申し上げたいと思ひます。当初の案におきましては、国警におきまして二万名増員する、そしてそのかわり自治警一万九千名から九千名に減らされ、人民投票によりまして移管されます際においては、その全員を移管せず、そのうち半数程度にとどめる。他の半数は切り捨て、こういう考へであつたのであります。従いましてそのトータルを申しますと、大体二万九千になる。今回の考へ方は、できるだけ自治警の全員をそのままとる、そのかわり国警として別に新しく定員は、そうたくさんはいらない、こういう考へでございませう。今回は五千名のほかに自治警一万九千、これを加えました二万四千といふものが新しく国警に付加されるべき総員数ということに相なつたのでございませう。当初の計画からは五千人だけ節約したということになります。

それからただいま警察法の改正について、警察法改正と同時に警察予備隊あるいは特審局との有機的な連絡といふことを考へる必要がありはしないかといふ御質問でございませうが、この点はまつたく同感でございませう。従

て

来とも警察あるいは特務局また警察予備隊、これらは同じような治安の面につきまして、それ／＼別の分野によつて協力すべきものであるという考えのもとに、緊密な連絡をはかるという方針で指導をいたしておる次第でございます。この点は警察法を改正するといふ点にかかわらず同じことで行くべきものである、かように考えております。

○山手委員 たいだいまの總裁の御発言は、こういうふうな解釈してよろしいのでしようか。市街地的な町村の持つておられます自治体警察、そういうものは今度の法律の改正によつて全面的に解消させて、國警が継承する、従つて五千以上の町村の自治体警察といふものは、全面的にこれで行くことになるものである、こういうふうな解釈してよろしいものでありましようか、どうですか。

○大橋國務大臣 住民の多数の意向が、これを廃止することになりますれば、全面的になるのじやないかと思ひます。しかしこれは地方自治といふものの範囲でございまして、政府としてさしずべきものではない。ただ政府といたしましては、いろいろ現在の町村の自治体警察といふものあり方から見まして、相当部分が国家地方警察の方に切りかわるのじやなからうか、こういうふうな予想をいたしております。

○山手委員 今の点であります、市街地的な町村、そういうものが持つておられます自治体警察、そういうものは今度のこの改正案が通りますと返上しようといふふうな空気を返して来ておるところも相当あります、返上

されるところも相当あるであらうと思ひます。しかしよく考えなければならぬことは、いきなり頭からそういうふうな傾向を持つて行くのか、あるいは法律をつくるというの、あるいはまたこういうふうなところも國家が平衡交付金その他で相当な助力をするならば、さらにその近接した町村なんかと一体となつて組合警察といふふうなものをつくつて、負担の軽減をできるだけのものはかりつつ、合理的な自治体警察といふものを持ち得るといふ可能性もある、そういうふうな程度の余地を残したような改正といふものも考えなければいけないのであります。どうも總裁のさつきからの答弁を聞いておりますと、そういうものの一萬九千、それに今度のわくの増加五千を足して二萬四千といふものをプラスするといふふうな期待をしておられるようでありますが、その点をもう少しはつきりしていただきたいと思います。

○大橋國務大臣 政府といたしましては、この法律の成立いたしましたあかつきにおきまして、特に自治体に対して返上すべきものである、そういう指導をする考えはもとより毛頭ございせん。ただ現在の自治体警察といふもの、特に小さな町村におきます自治体警察といふものは平生は数が十分である。しかし一朝何かありますと、きわめて不十分である。これは警察のあり方といたしまして、経済的に申しまして、非常に不経済であります、必ずしも望ましくないという点が多々あるわけでありまして、従ひまして多くの町村におきましてはこれらを勘案した結果、相当な部分が自治体警察の返上

といふことに傾くのではなからうかと予想いたしておるような次第であります。しかしさようにすべきものなりという政府の方針によつて、これを指導するといふ考えは毛頭ございせん。

○山手委員 今一朝事あつた場合には、きわめて弱体化するものであるといふところが、非常に大切なわけなのであります。それは私は三万程度の市の自治体警察においても、その一事あつたといふふうな場合には、今の自治体警察でどの程度の働きができるか。これはもう全面的に考え直さなければならぬことであつて、この警察法のこの程度の改正そのもので解消すべき事態ではないかと思ふ。それだからこそ私は警察予備隊、あるいは特務局との完全な相互関係を調整した上での警察法の改正でなければ、意味がないのではないかとこのことを考えるのであります。私どもは単に權威のない人員増加、現在でもいろいろ新聞にきわめておるような事態が、相当見受けられるのであります。權威のない、國民からあまりありがたがつて見られておられないような警官も相當ある、質の悪い警官、あるいは權威のない、大勢のものをただ頭数だけをそろえることによつて、治安力が強化されるのではなしに、筋金の入つた警察力といふものをつくり上げるということが、警察法改正のねらいでなければいけません。この警察法改正の中に情報の交換をうんとやるとかいうふうなことが出ておりますが、私は戦前持つておりました日本の警察の、何と申すか、特高的なもの、情報を実に握つて行くといふふうな特高的なもの、そういうふうなものをやろうとし

ておるのが、やつておるかどうか知りませんが、特務局というふうなものである。情報の完全な把握、背後においてウイーク・ポイントができたときに、そのウイーク・ポイントに全力をあげて警察力を集中して行ける態勢をつくるのが、私は警察力強化のねらいでなければいかぬと考えるのであります。単にこの警察力の増強からいへば、この警察法の改正といふものが、私はなわ張り争ひ、あるいは頭数だけの拡張といふふうな考えられる節が多いのであります。この点についてどういふふうにお考えでありますか。

○大橋國務大臣 今回の警察法改正の主要点といたしましては、五千人の國家地方警察の人員増加といふふうなものが、むしろこれも主要点には違ひありませんが、私どもが特に眼目としておきますのは、住民投票によりまして、町村警察の廃止ということが可能になるという点でございます。この点が一つ、もう一つは、自治体警察の区域内に國家地方警察が府県知事の要求によつて活動できる。この二点が主要な点であると考えておるわけでありまして、これらの点は、いずれも國家地方警察並びに自治体警察の相互の関係をできるだけ調整いたす。これによりまして自治体警察のうちでも特に非経済的であり、非能率的なものは、その住民の希望によつて、より能率的な國家地方警察に改変するといふ点がついて、それから全国的な事件につきまして、できるだけ限りの國家地方警察が、地方自治体警察の範囲内においても活動できるように措置を講じて行く。これによつて両者の関係を調整して行くといふ点が第二点でございます。これ

らの点はいずれもたいだいま山手委員のお述べになりましたような自治体警察、それから國家地方警察の関係を調整するといふことによつて能率化して行く、決してこれは単なる頭数をふやすといふ問題ではない、こう考えております。

○山手委員 頭数の問題と、今の二重的な操作を調和して行くといふふうな意向も認められるのでございませうが、どうも警察法の改正のねらいといふものが、私は大きな見地に立つてやられるのであるならば、われ／＼も賛成するにやぶさかでないのであります。どうも警察官儀的な姑息的な主張が、どうも警察官儀的な見られるのじやないか、こういうふうなことを気にするものであります。ことに私は、今一朝事あつた際といふことと関連いたしました、警察予備隊の存在といふものと、自治体警察あるいは國家警察の存在との調和といふものが、非常に重要になつて来るのではないかと思ふのであります。警察予備隊は現在すでにいつでも出動できるような態勢になつておる、こういうふうな態勢はいつか言われたと思ひますが、全国的な配置を完了いたしました、すでに部署につくような状態になつておるのかどうか、あるいは警察予備隊の機能は、十分満足すべきものに仕上がつておるのかどうか、配置あるいは裝備その他についてどういふふうになつておるのか、この際明らかにしていただきたいと思います。

○大橋國務大臣 たいだいま山手君のお述べになりました中で、今回の改正案について、警察官儀的ななわ張り根性が見られるのじやないか、こういう御

第一類第三号 地方行政委員会議録第三十号 昭和二十六年五月十四日

感想をお述べになりましたが、なるほど警察法改正案の立案される過程におきまして、あるいは一般からさような感じを持たれるようなことがあつたかと存じますが、しかしこの案ができた最後の段階におきましては、自治体警察あるいは国家地方警察、それら単なる自己の立場を離れて、国家的な見地に立ちまして、双方の考え方を調整されたわけでございます、この案の内容につきましては、私はさようなお疑いはないはずであるという考えを持つております。

それから次に御質問になりました、警察予備隊の配置でございますが、これは今日一応全国的な配置計画を終了いたしました。また訓練につきましても、個人の基本的訓練から、部隊単位の基本訓練が進んでおりまして、そういう意味におきまして、ただいま第二期の訓練をいたしておるところでございます。それから装備といたしましては、全部隊に対して、カーバイン小銃が装備されておりますが、そのほかに若干の軽機関銃を装備いたしておるのであります。

○山手委員 予備隊の関係であります。朝鮮事変が始まりました当初、この警察予備隊が設置されましたとき、国会が開かれておりましたけれども、あの当時の状況からいたしましても、これは国会で審議することなしにこの予備隊は設置されて、今日に及んでおります。リッジウエイ声明がありまして、いろいろな政令の改廃その他については、是正すべきものは自主的に是正してもいいというふうになつたのでございますが、警察予備隊の問題も、あの当時予算も、二百億が国会を

素通りしておりますが、警察法の改正がこういふふうに出されたのでございまして、これも取上げて国会で法制化する意図があるかどうか、法制化するべきが当然であると思うのであります。どういふふうにお考えになつておりますか、その点をお聞きしておきたいと思ひます。

○大橋國務大臣 予算につきまして、本年度からは国会の御審議をいたさず、本年度の予算は国会の御審議になつた予算に入つたのでございまして、それからリッジウエイ声明に関連して、ただちに警察予備隊の政令を法律化するかどうかという御質問でございますが、この点はただいま何ともお答えを申し上げる段階になつておりません。

○山手委員 自治体警察、国警の関係だけを取上げて、警察予備隊の問題を一向に取上げて法制化をされようとしないうところに、この警察法改正全般について、まだ「われわれ」が承服しがたいところ、な点を持つておるようには私に考えておるのであります。どうしてもこれは取上げて法制化をし、さらにこれを恒久的なものを持つて行かれるか、あるいはそのほかのいろいろな措置を具体的に早急に明示されて行かなければいかぬ、こう考えておりますが、この点いろいろ法務総裁のお考えを、さらにお聞きしますが、警察予備隊は、今お話を聞きますと、この段階に入つておるようでございますが、何といつても私はさつきから御説明のありました自治体警察なんかによつて、治安が維持されておる市署におき

まして、一朝事あるような場合は、やはり警察予備隊というものが、こういうふうな事態ではないか、こういうことが考えられるのであります。警察予備隊が出動する場合、それはどういふ場合であるか、あるいは出動させようというふうな認識をお持ちになるような事態というものは、具体的にどういふ事態か、あるいはどういふ情報によつて判断をされるのであるか、その点をお聞きしておきたいと思ひます。

○大橋國務大臣 警察予備隊の出動いたしまする場合といたしましては、国内におきまして相当大規模な暴動等が発生いたしまして、しかも普通の警察力をもつていたしましては、とうてい処理し得ないという段階になりました場合、警察予備隊を出動させる、こういう考えでおります。

○山手委員 その警察予備隊が出動いたして参りますような状態、それはすでに相当大規模な暴動が起きてしまつて、現に收拾がつかないような状態になつて出動するのであるか、あるいはそういうような状態が起きるかも知れぬというふうな正確な情報に基いて出動するのであるか、警察がすでに起きたものに対して手当をして行くという考え方で行くのか、あるいは予防的な措置で、いろいろ配置をさらに進めて行くという意味で出動して行くのか、そういう情報というものはどこからおとりになつて、どういふふうな処置しておりますか。

○前尾委員長 床次徳二君。

○床次委員 大臣の提案説明に述べられておりますが、本来警察法は、警察運営の民主化、その地方分権を基礎とする民主的警察制度として現在まで運営されておきます警察制度に対しては、警察力を強化して、それをさらに能率化して行くところ、今、今回の改正の重点があるように思ふのであります。今後の警察問題を論じます場合に、はたして民主的警察といふものが、はたしてかような方向に向けるかといふことについて、私は十分検討を要すると思ふのであります。元來警察法の特徴は、自治体警察といふものが設けられたということが、現在の警察法の一層大きな特色と思ふのであります。この警察制度におきまして、警察力を強化するに取つて行くかといふ点におきまして、今度の改正案を見て参りますと、自治体警察そのものに関しましては、実は非常に縮小されているという形が見えると思ひます。どちらかと申しますれば、本来の警察制度における大きな変革がやはり行われるのではないかと疑いを持たせると信じております。先ほど大臣が具体的に述べた二つの改正の要点、一つは弱小自治体警察に對しまして、これをもつと能率化するために、これを国警に編入するといふ問題、第二の問題として、特別な手段を考慮されるという点、この二つの点を具体的な例としておあげになりましたが、自治体警察がその機能を十分果し得ないということが、

はたしてあるかどうかということに対して、大臣の御意見を承りたいと思ひます。

なお大臣の具体的にお述べになりましたのは、弱小自治体警察に對しましては、非能率性がある、また経済性に欠けるものがある、そのために非常に弱体であるといふことを言われたのであります。大臣は認めておられるかどうかという点について、これは検討を要するものと私は考えておりますので、もう少し自治体警察に對する大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

○大橋國務大臣 現行警察制度におきまして、自治体警察といふものが創設されたことは、これは警察民主化のための警察の地方分権という趣旨から出ておるのでございまして、この趣旨は、今後におきましても、民主主義日本の再建といふことを考えます場合に、当然根本的にこの精神を維持する必要がある、かように考へます。ただこの警察の地方分権といふことにつきましても、これはおのずからニュアンスのある問題である、こう考へるのでございまして、特に市制施行地のごとき、これは自治体といはしまして、最も完全なる自治体でございます。まして、かような自治体におきましては、地方自治権に当然伴うべき自治体警察権といふものを欠くことには、適當でないと思ひます。しかし町村といふような場合におきましては、同じ自治体ではございまして、しかし市とはその自治体としての規模等も違ひますので、さような関係から、おのずからどういふ程度の事務を自治体として現実に処理するかということ

は、また別に考えて行くべきものであ
るうと考えるのであります。現に現在
の町村の中におきましても、町村のす
べてが自治体警察を持つのではなく、
ただ人口五千以上の市街地的な町村に
のみ、これを置くという制度に相なつ
ておるわけでございます。かような
場合におきまして、その警察というも
のが、能率において、あるいは経済性
において不完全である。このことは現
在のように、警察費の相当部分が国の
財源から間接的にまかなわれておりま
す。やがて、やがて、やがて、やがて
国家としても相当関心を持つわけでご
ざいます。従いまして、この警察力を
できるだけ拡充強化して、そうして国
全体の警察力としての能率的な運営を
期待する、こういう立場からいたしま
すと、自治体の住民が納得をいたしま
す場合において、これを国家の能率的
な運営が可能であるところの国家地方
警察に改編する、これもやむを得ざる
措置であると考えるのであります。

○床次委員 たいま御答弁がありま
したが、最後に、やむを得ざる措置で
あるという御言葉によつて総括された
のであります。大体大臣自体は、自
治体警察という今度の新しい制度によ
つて行われたものが、今日までしばら
くの間の経験によりまして、はたして
いいものか悪いものかという大体の御
判断がおつきになると思つてありま
す。ただいまの御答弁によりまして、
市における自治体警察においては大体
満足すべき状態にある。しかしそれ以
外のものは、どうも能率性において欠
けるところがあるし、経済性において
欠けるところがあるというお考えのよ
うに察せられるのであります。そ

の能率と経済という問題に對しまし
て、はたして政府においては、ほんと
うに自治体警察というものの立場に立
つて、これを育成されたかどうか。育
成と申しますか、あるいはこれに對
して十分な措置をとられたかどうかと
いう点について、私も疑いなきを得
ております。御答弁の中にも費用の問題が
出ておられますが、元来市町村に與うべ
きところの交付金等におきまして、著
しくその額が足りないばかりに、警察
の維持においても不完全であるとい
うことを認めざるを得ない。こういう予
算の点を無視いたしまして、しかも自
治体警察が非経済性である、あるいは
能率が上らぬということを言われるこ
とは、はなはだ片手落ちであると私は
考へるのであります。今日までの大体
の経過から見まして、少くとも政府と
しては予算において十分手を盡してい
ないのじやないか。もつと予算におい
て考慮いたしましたならば、自治体警
察が健全な発展をなし得たのではない
かという点が第一にあげられる。それ
から人口五千以上ということになつて
おります関係上、かなり組織の小さい
自治体警察があつたことも当然であり
ます。しかし今までの経験によりまし
て、あまり小さいところは都合が悪
い、やはり市以上のものがよろしいと
いう結論になることも、これは一応私
どももなすけるのであります。し
かし市の自治体警察といえども、経済
的には非常な損失を受けておる。現在
はむしろ国費で負担すべきものを、自
治体が負担しているという形になつて
おるのではないかと思つてあります。
府当局としていかうに今後これに對

処せられて行くかというのを承りた
いのであります。自治体警察というも
のの對して、十分能率的な、しかも本
来の自治体警察の特色を發揮し得るよ
うなことを、やはり政府としては考へ
べきじやないか。自治体警察が弱つて
おりますから、その機会にこれを國
家警察に振りかえて行くというよう
な考え方を持つていたしたならば、
警察法の本来的な精神から申しますと、
これは非常に大きな問題であると私は
考へておるのであります。自治体
警察そのものを維持して参りますた
めに、いかうな考へをお持ちになつ
ておるか、この機会に承りたいと思
います。

○大橋國務大臣 私が非経済性と申し
ましたのは、自治体の財政上の立場か
らいつて、非経済的であるということ
を申したわけではございません。國民
経済の立場からいつて非経済的である
と申したわけでございます。従いまし
て、これは國費が現実の地方財政にお
ける警察費の負担の全部をカバーいた
しました場合におきましても、自治体
警察、ことに弱小自治体警察の非経済
性ということはおおいがたいところ
であるというふうには考へておりま
す。

○床次委員 たいまの御答弁では、
その点ははなはだ不十分だと思つて
あります。小さい自治体警察が経済
的に効果の薄いことは、当然だと思
つてあります。しかしこれは運営の部
面ばかりでなしに、自治体そのものに
對して、非常に経済的に迷惑を
かけておるといふ事実は、これはお
おいがたいことであると思つてあり
ます。そこで私は特に伺いたいのは、今

日までの経済によりまして、どの程度
の自治体警察ならこれが十分にやつて
行けるか、また自治体警察を置いたと
ころの趣旨を全うし得るのかというこ
とをお答えいただければいいと思つて
おります。あるいはその場合には、市の
自治体警察ならまあ、やつて行ける
だろうというところをお考えになるだ
らうと思つて。しかしこの点に關しま
して、私は政府として、なお警察
費の負担という問題を考慮すべき余
地が、ずいぶんあると思つておる。こ
の点を大臣は無視しておられるので
ないかと思つて。しからば自治体警
察としましては、どの程度の企画によ
つて、どの程度の大きさなら自治体警
察として本来の使命を全うし得るか、
またさういふ自治体警察なら、むしろ
従来の警察組織よりもよいのだとい
う結論が出ると思つて、前提で考へ
よろしいと思つておる。ところが、い
かがであります。

○大橋國務大臣 いかなる程度ならば
自治体警察としてやつて行けるかとい
う問題でございます。これは必ず
しも能率及び経済性の問題だけでな
く、一面におきまして現行警察法の精
神となつておることも考へあわせ
ますと、單に経済あるいは能率の点
から、これ以上の自治体ならばやつて
行けるという標準を政府として申し上
げることには適當でないような気がいた
します。

○床次委員 この問題に關連しまし
て、さらに検討を続けたいと思つて
あります。先ほど山手委員からお話
がありました。地方分権という立場

から見て参りますと、やはりある程度
までの市町村の組合による経営とい
うことも、当然自治体警察については考
えてよろしい。むしろ民主化という立
場から見まして、こういう制度も獎勵
した方がよろしいのだと、私は考へて
おるのであります。これに對しま
して当局はいかうに考へられておら
れますか。市の周囲にありまする町村
が、將來当然市に合併されるというこ
とを予想される場合におきましては、そ
ういふ町村は市と一体になりまして自
治体警察を営むことも、適當と思つて
あります。あるいは数箇村におきま
して、將來それが一つの大きな自治団
体になるということが予想される場
合におきましては、やはり組合的の自
治体警察を営むことも適當なことと考
へるのであります。特に現在地方制度
の立場から見まして、小町村をできる
限り合併しようという機運がすでに地
方自治の上に見られておることを考へ
ますと、警察につきまして組合経営
という考へ方を排する理由は全
然ない。むしろ数箇村集まりまして一
定の規模になり得るところの団体とし
まして、初めてたゞいま總裁の言われ
ましたような経済性を持ち、また能率
の点と考へ、かような自治体警察を
獎勵するといふ考へを何ゆへ政府が持
たれなかつたかといふことをお聞きし
たい。

○大橋國務大臣 組合警察といしま
しては、本来自治体警察を持ち得ると
ころの資格を持つておられます。町村
が、相連合して組合をつくつて、数箇
の自治体警察を一個の組合自治体警察
としてやつて行かれる、この点につき

○大橋國務大臣 組合警察といしま
しては、本来自治体警察を持ち得ると
ころの資格を持つておられます。町村
が、相連合して組合をつくつて、数箇
の自治体警察を一個の組合自治体警察
としてやつて行かれる、この点につき

ましては、政府といたしましては、別にこれを制限する意図もなければ、特に奨励しなければならぬと考へておられるところもございませぬ。しかしながら、それが近接いたしてありまして、特に相隣接しておるといふような場合におきましては、これによつて警察の規模を大きくするという意味合いにおきましては、能率あるいは経済性の面からいつて、適切であるといふことは同感に存じております。その他に、將來の合併等を予想いたしまして、現在のところ自治体警察を持つ資格のない町村が、他の自治体警察を持つ町村と組合をつつて、そこに一つの組合の自治体警察をつくるということにつきましては、政府といたしましては、ただいま考へておりませぬ。

○床次委員 自治体警察と国家地方警察とは、警察官に対する経費の関係が非常に違つておる。自治体警察におきまると、自治体自体では、国から参りまする経費だけでは足りないもので、地元では実際の面においては相当負担しておる数字になつておりますが、当局といたしましては、自治体警察と国家地方警察との間に、一体どれくらい費用が違ふものか、この参考の数字があたりだらうと思ひますので、数字をあげていただきたい。また同時に幹部の組織におきましてもかなりの相違がある。国家地方警察におきましては、いわゆる幹部要員が比較的多くて、第一線の警察官が比較的少いといふことがあるのではないかと思ふ。警察全般の能率、機能という立場から考へてみまして、その利害得失もいろいろ考へて要すべきものと思ふのであります。これの具体的な数字はあつてもつてお示

しいたきたいと思ひますが、大体の考へ方についてこの際御答弁を承りたいと思ひます。

○齋藤(島)政府委員 ただいまの御質問は具体的な事実ですから、私の方から御答弁いたします。

国家地方警察と自治体警察の費用の比較でございしますが、国家地方警察と自治体警察はそれ／＼職分が違つております。従つて一人当りの費用は、どう違つておるかといふその数字は、後刻書面としてお目にかけたいと思つておりますが、それだけをおもひましては判断がむずかしいのではないかと考へております。国家地方警察の方におきましては、自治体警察を何ときでも応援に出かけるという職分を持つておりますので、従つて装備にいたしましては、あるいは車輛、機動力、またその他の施設にいたしまして、自治体警察の持たない施設を多分に持つております。通信の施設、犯罪捜査の研究所の施設、あるいは鑑識、そういったものを持つておられます。自治体警察のために奉仕をする部門が多々ありますので、従つて総経費を一人当りで割りました場合は、国家地方警察の方が多くなるのが当然だと考へておるのであります。ただ俸給給與という点だけから考へますと、中以上の都市の自治体警察官の俸給給與は、国家地方警察よりも相当上でありまして、こと大都市の警察におきましては、国家地方警察よりも格段の俸給、給與が支給されております。中小の警察になりますと、俸給、給與は小さくても、国警並あるいは国家地方警察よりも上まわつておるところもありませんが、概略して申し上げますと、国家地方警察

よりも、若干少いといふところもあるやに聞いております。従ひまして何をもつて比較いたしまするか、総経費を総人員で割つたもので比較いたしますると、その基礎において相違がございしますが、給與だけの面から申しますると、大体私がたゞいま述べたような数字でございします。また自治体警察費がその当該自治体の総予算のうちで何割くらいを占めておるか、平均いたしまして一五割前後であらうかと思ひますが、これも市町村によつて相当の開きを来しております。同じ自治体警察でありましても、警視庁のようなところ、それから非常に小さいところ等におきましては、またそれらも非常に違つておる、こういうまち／＼な状況でございします。

○床次委員 ただいま國警におきましては、装備その他に対して自治体警察よりも相当重視しなければならぬからといふお話でありますが、今日の自治体警察の装備そのものを見て参りましても、相当なお充実を要するものだと私は見えております。国家全体から考へますと、この際人員の増加も必要であります。ところが、装備を充実せしむるということが、さらに今日においては重要なのではないか、その方が能率をさらに上げ得るのではないかと思ふのであります。この装備の充実という点に對しまして、いかように考へておられるか。なお現在の自治体警察に關しまする費用という問題は、先ほども話が出ましたが、自治体の経済力に影響することが大きいのでありまして、この点に關しましては平衡交付金その他の問題が大きな関係を持つておるとい

うふうに、私どもは認めておりますが、装備の点に對しましては、政府においては今日の程度充実するお考へがあるか、承りたいと思ひます。

○大橋國務大臣 自治体警察に關しまする地方自治体の負担につきまして、これが軽減をはかるということとは、もとより政府といたしましては大なる関心を持つておるところでございまして、地方財政平衡交付金におきましても警察官の費用のための交付金額の算定につきましての単価の引上げということに努力を続け、またある程度引上げをいたしておるわけでございします。それから次に自治体警察に對しての装備の問題をお話になりましたが、大都市におきましまする装備は、今日相当できて参りましたが、しかし弱小自治体警察におきましまする装備は、現在の状況といたしましては経済的に見まして非常に困難であり、また現状において決して満足すべき状態ではないわけでありまします。しかしこれは車輛その他の装備にいたしましては、各自自治体ごとに、現在のようなきわめて小さい自治体警察がたゞさんあるといふことは、装備を完全にするという上からいつても、大きな困難性を持つものである。従つてこの点も今回の改正案におきましては、住民投票によつて、でき得るものは国家地方警察に統合するという措置を考慮するに至つた重要な理由の一つであります。

○床次委員 地方自治体の警察費の負担の問題に關しまして、平衡交付金の単価の引上げ等を考慮せられておるようでありまします。この問題は警察法の運用の上に、非常に大きな問題を示す

ものでありますので、どの程度の引上げをなさるかどうかということにつきましまして、具体的な資料がありますならば、なるべくすみやかに明瞭にしたいと思ひます。

なお次にお尋ねいたしたいのは、今度の国家警察増員によりまして、職員の相当の配置をいろいろ考へられておると思ふのです。配付いたされました資料等を見ましても、たとえ北海道のごときは一人当りの管轄区域が非常に広く、しかも人口は稀薄であるといふような、警察的に申しますと困難な地点である。従つて北海道に相当持つて行きたいといふことを、この前述しておられたのであります。依然としてさうな考へを持つておられるかどうか。なお北海道方面の警察を充実するといふことに対しては、同時に私どもとして御質問申し上げたいのは、ある部分は警察予備隊の職分をもつてもかえ得るかもしれないし、警察予備隊と警察の職務権限と申しますか、その配置をきめられるかといふことに対して、御説明いただきたいのであります。

○大橋國務大臣 平衡交付金の増額の問題は、過去において増額に努力をいたしておつたといふことを申し上げたわけでありまして、今年度の平衡交付金はすでに予算において決定いたしておりまします。これに對して増額するといふ考へは持つておらない次第であります。それから北海道に對しての配置であります。これは北海道の特殊性をいたしまして、非常に面積が広い。ことに従来の定員は主として人口を基準に

いたしまして配置された関係上、警察力といたしましては、きわめて稀薄になつております。これがある程度補正をするように努めたいという考えは持つておりますが、ただいま具体的にとどの程度ということまでは、きめておりません。

それから警察と警察予備隊の配置をどうするか、こういう御質問でございますが、警察予備隊につきましては、常時の警察としての平生の仕事は、これはあくまで警察自体によつて処理をいたして参りたい。警察予備隊は警察力をもつてして処理できない性質の騒擾事件等の処理に当らせる、こういう考えをいたしておるわけでありませう。従いまして警察予備隊の配置につきましては、特に警察予備隊のそういう特殊の性格という見地から、配置をいたしておりますので、必ずしも普通の警察の足りないところを警察予備隊によつて補うというような見地から配置をいたしておりません。

○床次委員 経費の問題についてお答えがありました。先ほどお述べになりました中に、住民投票によつて自治体警察を廃して、国家警察に変化し得る道を開くことを改正のうちの大きな眼目にしておられるのでありますが、負担の関係について十分な考慮が拂われずして、住民投票によつてこれが決せられるということが、はたして民主的な判断になり得るかどうかという点について、かなり疑問があると思うのであります。この程度の前提のもとに住民投票を行つて、はたして民主警察というものが維持できるかどうかということについては、大臣は確信を持つて

おられるかどうか承りたいと思ひます。

○大橋國務大臣 現在の平衛交付金というものは、現在の財政事情から考えられまして決定いたしておるものでございませうから、この前提のもとにやはりやつて行く以外に現状としてはな

○床次委員 一言別の観点からお尋ねたいと思ひます。今回の改正案に對しまして、これは現在話のできたものから改正して行くという立場にいて、改正案を提案されたように承るのではありませんが、なお警察法そのものに關しまして、本質的に改正をした

○大橋國務大臣 当初政府といたしましては、自治体警察というものにつきまして、もう少し思ひ切つた整理をいたす方が適當であらう、こう考えておつたこともございませう。しかしその後いろいろ研究をいたしました結果、この程度の改正案をもつて一応進んで行くものである。そうしてこの程度の改正によりまして、警察法改正については相當の効果を上げ得るし、また効果の上るよう努力をすべきものである。そうしてその結果は相當効果を上げ

○藤田委員 御質問の趣旨の通り

○大橋國務大臣 御質問の趣旨の通り

○藤田委員 御質問の趣旨の通り

げ得るであらう、こう考えているわけ

○藤田委員 御質問の趣旨の通り

○大橋國務大臣 御質問の趣旨の通り

○藤田委員 御質問の趣旨の通り

○大橋國務大臣 御質問の趣旨の通り

な精神といたしまして、従来の警察國家的な警察制度を打破して、警察の民主化をはかり、これがためには中央集權的な警察制度をやめて、できるだけ地方分權の警察を取入れなければなら

○藤田委員 御質問の趣旨の通り

○大橋國務大臣 御質問の趣旨の通り

○藤田委員 御質問の趣旨の通り

○大橋國務大臣 御質問の趣旨の通り

的な、過渡的な改正であるというよう

○藤田委員 御質問の趣旨の通り

○大橋國務大臣 御質問の趣旨の通り

○藤田委員 御質問の趣旨の通り

○大橋國務大臣 御質問の趣旨の通り

しい考え方に従いますと、地方自治体としても、地方自治体の存立並びにその区域内の治安を維持することは、やはり当然の任務の一つである、こう考えられるのでありまして、警察制度のあり方といたしましては、地方自治体にも警察権があり、また国家にも警察権があるべきものであるが、これといかなる程度に両者に配分をして行くかという配分の問題である、こう考えております。

○藤田委員 そうしますと、大体自治体の理想としては、警察を併設することが妥当であるというふうに、われわれは解釈できるのでございます。従いまして先ほど大橋さんが答弁されている中に、弱小自治警、つまり財政的に弱い自治警ということ繰返し言われておりますが、これはおそらく政府の施策が国家財政中心主義のため、こういう自治体の基本的な権利ともいえるような、警察が維持できないという結果になっているのじやないかと思ひます。従いまして弱小自治警の財政問題は過渡的でございます。もし大蔵大臣等の認識が根本的に改まりましたならば、弱小自治警は自然解消するんじやないかというふうに考えております。従いまして現在の財政面のみをとらえて恒久的な自治警の存続問題を、ここで改正案に盛り込むことは非常な危険がありはしないか、むしろいましばらく地方の財政の動きを見ておりましたら、しかる後に決断を下した方が正しいのではないかと、この点にたいしてはどうかと思ひます。

○大橋國務大臣 今回の改正案におきましては、弱小自治体の警察権を、全面的に国家に接收するというような意図ではございませんので、住民が希望すればこれを国家において一時預かりしてもよろしい、将来住民がまたみずから警察権を持ちたいと希望をいたしました場合には、自治体に返す場合がある、こういうわけでございます。今後の住民の意向がどうなるかということにつきましては、お説の通り財政上の点が非常に住民の意向を支配し、影響を與えることはあるかと思ひます。しかしその場合におきましても、やはり整備の強化という点、それからまた経済性というような点を考えますと、国家全体の見地からいたしますと、あまり小さいものはむしろ国家においてやつて行く方が、国民経済として適当ではないかというふうに考えられるわけでございます。

面的に国家に接收するというような意図ではございませんので、住民が希望すればこれを国家において一時預かりしてもよろしい、将来住民がまたみずから警察権を持ちたいと希望をいたしました場合には、自治体に返す場合がある、こういうわけでございます。今後の住民の意向がどうなるかということにつきましては、お説の通り財政上の点が非常に住民の意向を支配し、影響を與えることはあるかと思ひます。しかしその場合におきましても、やはり整備の強化という点、それからまた経済性というような点を考えますと、国家全体の見地からいたしますと、あまり小さいものはむしろ国家においてやつて行く方が、国民経済として適当ではないかというふうに考えられるわけでございます。

○藤田委員 少し古くなりますが、二月末の東京新聞の論説によりますと、全国千三百の自治警察を持つ町村のうち、四百五十の町村について調べました結果、そのうちのわずかに十五箇町村のみ自治警察の存続に賛成であるという状態でございます。規定で住民投票ということになりましたが、おそれる方向に伺うのではないかと、われわれは想像いたしておりますが、大体今度の法律が施行されましたら、どのくらい自治警は廃止になるであろうか、事務当局で見通しがありましたら、お聞きしたいと思います。

○大橋國務大臣 このごら警察の方では、あまり選挙のようなもの取調べもいたさぬことになつておりますので、従いまして将来の投票の予想等に

ついて、今取調べをいたしておりました。

○藤田委員 いずれにしましても、廃止する町村の警察官の数というのは、現在の九万五千の四割を越すであろうというふうに、われわれは想像いたしておりますが、今度の改正案によりまして、わずか五千丁だけが国家警察の定員のおく外として認められまして、これに対する財政措置も用意されているようでございます。ところが、はなはだ具体的で恐縮ですが、池田大蔵大臣が在任中は、おそらくこの五千丁という新たに増員されます警察官に対する給與に対しても、この法律案と同時に予算案が出なければ、国民が安心してこの法律案を受入れられぬのであつて、むしろこういう増員をやることによつて、また再び地方財政にいわゆる寄せが加わりはしないかという懸念も相当でございます。五千丁はかりに大蔵省から予算をくれましても、そのほか廃止されたことによつて失職する警察官に対する身分の保障ということが、全然考えられておりません。この点は、むしろ治安を強化するため警察の能力を引上げるために、せつかく大橋総裁が考えられた改正案の結果によりまして、全国的に相当大きな治安の悪化を引起す、警察官自身が相当不安を感じておるといふ状態でございますが、この点にたいして何かはつきりした財政措置のお見込みがございすかどうか。廃止された警察官の退職金、あるいはその後の身分保障の問題が、全部自治警察を持つ町村に負担せしめられることになつると、おそれる財政的にも大混乱が起るのじやないかと、われわれは憂慮しております。

○藤田委員 その点にたいしては、逐条審議の際詳細お伺いする予定でございます。この改正案を通覧いたしますと、われわれが最も遺憾に思ひますことは、これは戦争の理論等を引出す必要もございませんが、自治警察と国家警察に力がわかれておる。合力をもつて分力を撃つべしといふことは、これはもう職理の原則でございます。従いまして全国的な組織を持つ反社会勢力と闘つております警察といふものが、これに勝つためにはどうして自治警、国警の合力を完成するといふことが、焦眉の急ではないか、特に一部過激思想にたいしては、全国民の関心も特にこの点が非常に深刻でございますが、改正案を見ますと、その点

が、この点にたいしてお伺いしたいと思ひます。

○大橋國務大臣 まず今回の自治警察のうちで廃止の可能性のあるものは、町村だけでございまして、町村警察官の総計は、九万五千のうちで、約一万九千といふことに相なつております。ただいま四割とお述べになりましたが、正確には一万九千となつております。約二割であります。そうしてこれらの警察官はすべて国警の定員に切りかえをいたすことに相なつておるのでございまして、この点は改正案の六十七条の三、これは警察の廃止を決定いたしました日におきますその警察吏員の定数を、そのまま将来長く国家地方警察の定員として附加されることに相なつております。従いまして特に希望によつて退職をいたします者のほかに、法律上失職しなければならぬ者は一人もないということになつております。

○大橋國務大臣 まことにごもつとも御質問でございます。今回の改正案におきましては、自治警察並びに国家地方警察におきまして、犯罪に関する情報の交換ということを、特に明文をもつて規定をいたしました。これは双方の協力を緊密ならしめたといふ考えの一端が現われておるわけでございます。従来からも国家地方警察と自治警察は相互に協力をすべきものである、こういう明文の規定があつたわけでございます。この協力につきましては、非常にいいときはうまく行くのでございますが、何かありますといふと、協力関係が阻害されるというふうなことがあつたのでございまして、私といたしましては、就任以来御趣旨のような点から見まして、かような協力が阻害されるようなあらゆる事情を調べ、これを根本的に解決する必要があると考えて研究をいたして参つたわけでございます。今回の改正を機会にいたしまして、国警、自治警の連絡協調ということを、できるだけ緊密にするような具体的な措置を講じて参るようにならねばならぬと考えておるのであります。すでに共産党員の幹部の一部考えまして、協力のための機関を設けておるといふようなこともございすので、かような点はぜひこれをまします推進いたしまして、御趣旨に沿

うように努めたいと考えます。

○藤田委員 議員前國務大臣時代に、一行の改正すら実現しなかつたのに対しまして、数歩の前進であるといふことは、われ／＼もはつきり認めます。ただ巷間のうわさでは、現在の段階においては、客観情勢がこれ以上の改正は絶対に許さないと云ふやうなことも言われております。その客観情勢の限度につきまして、当委員会でもし總裁から具体的にお話ができれば、われわれの審議の参考になりますのでお伝え願いたいと思ひます。最初申し上げました通り、非常に過激な案であるといふやうな印象を與えますので、その一部のうわさがあるいはほんとうではないかといふやうに、われ／＼も想像いたしておりますが、この点に關してお聞きしたい。

○大橋國務大臣 この警察制度の改正の問題は、当初の警察法の制定の経緯から考えまして、司令部關係當局とせられましては、日本民主化の根本に觸れた重要な問題である、こう考へておられるわけでございます。これが改正につきましては、きわめて重大なる關心を持つておられることは事實でございます。そしてこの改正案の立案につきましても、司令部關係當局と緊密な連絡をとりまして、そうしてかような案を出した次第でございます。これは私もいたしましては暫定的なものであるといふやうな考へてはななく、現在の警察制度の改正として、これだけやれば所期の効果は上げ得る、他の点は実行上の努力と相まじりまして、相当効果を上げ得るといふ考へのもとに、提案をいたしておる次第でございます。なおその折衝の経過等につ

きましての詳細な点は、適當なる機会に、御質問があれば御説明申し上げたいと思ひます。

○藤田委員 もう一点お伺ひして打切りたいと思ひますが、従来警察の能率の問題に關連して、常に話題になつたのが自治警察の人事の濫用でございます。これを何とか打開しないことには、自治警察の能率は向上しないといふことが常識になつておりますが、これは非常に全国的な大きな問題であるにもかかわらず、この改正案に全然考慮されてないやうでございますが、援助の規定その他の類推解釈でも、この一般の輿論といふものを何とか反映できないかどうか、お伺ひしておきたいと思ひます。

○大橋國務大臣 自治体警察の人事の濫用という問題は、自治体警察といふものの規模が小さいために、人事の異動が円滑に行われぬ、こういうことであるのでございまして、これが解決の方法といたしましては、他の自治体警察との人事の交流、あるいは特に国家地方警察との人事の交流、こういう問題が、従来からいろいろ研究の題目と相なつておる次第でございます。しかしながらこれらの問題は、いずれも警察法の法文自体から来る問題ではございませんので、運用上の實際の問題でございまして、今回の改正は法文の改正という趣旨でございまして、この問題を取上げておられます。従ひましてこれは警察法改正とは切り離して、別個に研究を続けたい、かように考へております。

○龍野委員 この際法案の審議に入る前に、大臣にお伺ひしたいと思ひます。先ほど山手君もおつしやつた通りに、治安といふものの総合的見地から、警察法の改正といふものは見るべきであるといふ御説明には、われわれほんとうに同感であります。今日の内閣の作用は、御承知の通り国家地方警察、自治体警察あるいは法務府の特審局、あるいはまた海上保安庁、鉄道に關しましては鉄道公安官、麻薬に關しては厚生省とい

うであります。そこでこのやうなものはいずれもそれ／＼有機的な一体をなしております。その総合的見地から、それ／＼の改正を考へてみなければ、あとで非常に困難な問題が起りはせぬかといふことが懸念されるわけでありまして、ことに今度の警察法改正をめぐりまして、いろいろ問題が起りまして、この警察法改正を一体だれが企画立案したのか、これを、警察全体を主管する大橋國務大臣が、企画立案するのは当然であるかもしれぬけれども、しかしながら国家地方警察が、これを企画立案するといふことは、われわれ地方自治体警察をばかにするものであるといふやうな誤解も、相当あつたやうであります。このたびの警察法の改正は、もちろん事實上といたしまして、大橋國務大臣が総合的見地から、いろいろ指示されておるとは存じますが、他に適當なるスタッフがないために、結局国家地方警察と緊密なる連絡のもとに、改正案を考へたのでありまして、われ／＼は想像いたすの

でなく、並行的立場にあること、皆ざん十分御承知の点であります。従ひまして今後警察に關するすべての改正案その他の企画立案は、この総合的な見地から見るべきであるといふことになりまして、大橋國務大臣といたしましては、適當なるスタッフが必要でないかといふやうに考へるのであります。これらについて國務大臣はどういうやうに考へておられるのか、その点のお考へを承りたいのであります。

○大橋國務大臣 法案の立案といふことにつきましては、事實上準備の仕事は國家公安委員会並びにその所屬の機關にお願いいたしましたこと、これは事實さうであります。しかし同時に法案を決定いたしますにつきましては、自治体警察を代表する諸君に對して、全面的な協力をお願いいたしまして、主要な項目といふものは、すべて國家公安委員会並びに自治体公安委員会の双方の代表者が集まつてきめられたといふわけでございます。その決定せられた方針を印刷するとかいつた、そういう職務については、特にこれは自治体警察から援助するといふ方法も実行上困難でございますので、公安委員会所屬の機關にお願いいたしまして、こういふききさつで進んだわけでございます。特にこれがために特別のスタッフを持つておられるやうなことは、必ずしも必要はなからう、この私としては考へておる次第であります。

○龍野委員 このたびの改正案によりますれば、とりあえず五千名の國家地方警察に對する増員を考へておられるやうに思ひます。しかしながらわれ／＼が地方におつて実情を見てみますと、例の管區警察本部といふものが、全國に幾つかあるやうであります。これがはたして絶対に必要であるかどうかといふことにつきまして、はなはだ疑念を持つておるやうな次第でございます。この管區警察本部に勤務する警察官の數、あるいはこれの費用等は、あとで資料としてお届け願ひますが、大臣は、こゝろに必要とまでは言えないかもしれませんが、廢止すべきものは廢止するといふやうな考へのないか、率直に管區本部の存廢可否について御研究になつたことがありませうか。もし少しでもこゝろに、今日の財政難の折から、あるいはその他人員難の折から、いろいろ問題を考へまして、それほど必要でないと思ふならば、この際思い切つて管區本部のごときも廢止すべきでないかといふやうな氣持がいたしますが、これに對して大臣の御所見を承りたいと思ひます。その理由等は時間がありませぬから、申し上げませぬ。

○大橋國務大臣 管區本部がはたして必要かどうかといふ問題であります。これについては人員は、約全國を通じて警察官三百名ありますが、經費等につきましては後で資料をもつてお答えいたします。これが必要であるかどうかといふ点でございまして、従来警察制度におきましては、府県知事が地方警察の責任者でありまして、そのもとに警察部長がおる。ところが今回は府県公安委員会が責任者となり、そしてそのもとに府県の國家地方警察については隊長がある、こゝろにあり方でございます。しかも府県の公安委員会といふものは、運営管理については

責任を負うのでありますが、行政管理についてはまづたく責任を負わない、こういうことでありまして、行政管理はまづたく中央におきまする機関の責任でございますから、その中央の責任となつております行政管理についてのいろいろな補助をいたすという意味から申しまして、中間機関を設けることが、私は今日必要であると考えております。これは従来府県知事というものがやつておつた、それがなくなつたのでございますから、どうしても中央と各府県との間に、中間機関を設けるということが適當であろう、こう考えております。ことにまた関係機関でありますところの警察予備隊におきましても、管区というものがあつたわけでありまして、また最も緊密に連絡をしなればなりません検査庁といたしまして、全国八箇所に高等検査庁を存置しております。こういうような状況でもございますので、かたぐいこれらの他の機関との連絡という意味から申しましても、現在の管区本部を維持するということとは適當であろう、こう考えております。もとより行政整理その他の際におきましても、現在のごとき人員がはたして必要かどうか、これは十分検討しなければならぬと思ひます。またでき得る限りこれを節約いたしまして、第一線に振り向けるということには、むしろ必要であります。現在の警察制度のもとにおきましては、かような中間機関は必要であり、有益である、こういう考え方をいたしております。

○龍野委員 いま一点簡単に結論だけ伺いたいと思ひます。これはこの前齋藤国警長官にお伺ひいたしましたのであり

まするが、あらためて大臣にお伺ひをいたしたいのは、首都警察の問題であります。首都というものの性質が、完全なる自治体のままで置いておくべきであるか、あるいは国家的な意味を持つべきものであるかということについては、いろいろ考え方は違つてあるかと思ひますが、少くとも治安上の観点から、これを完全なる自治体として、国家はこれに対して格別の指揮権も持たなければ、干渉権も持たないという制度が、はたしていいかどうかという問題について、首都警察についての大橋國務大臣のお考えを承りたいと思ひます。

○大橋國務大臣 首都警察についての龍野君のお考えにつきましては、まことにごもつともたと存するのでございませうが、何分にもこれは非常に大きな警察組織でありますので、十分慎重に研究しなければならぬ、こう考えておる次第でございます。ただいまのところでは現状についてはつきりと、こうすべきであるという結論に到達しておらないのでございます。

○前尾委員 龍野君いいですか。

○龍野委員 ありません。

○前尾委員 ほかには御質疑はありますか。

午後零時四十二分散会